

令和 2 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和2年11月26日（木曜日）
午後 2時00分 開会 午後 4時56分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 9名

委員長	安保友博	議員	副委員長	待鳥美光	議員
委員	猪原陽輔	議員	委員	熊谷二郎	議員
委員	富澤啓二	議員	委員	金井伸夫	議員
委員	松永靖恵	議員	委員	富澤勝広	議員
委員	齊藤克己	議員			
議長	吉田武司	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

総務部長	鈴木均	保健福祉部長	川辺聡
公平委員会 事務局長	田中康一	財政課長	櫻井崇
職員課長	工藤宏	情報推進課長	大塚欣也
長寿あんしん 課長	田中克則	財政課長補佐	小賀坂真志
職員課長補佐	安井和男		

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	末永典子
議事課長補佐	本間修	主査	高橋寛子

◇本日の会議に付した案件

要求資料に対する質疑
事務検査について
その他

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

議題に入ります前に、地方自治法第98条第1項に基づく資料の再要求について再度確認をさせていただきますと思います。

さきの11月24日の委員会におきまして、再要求資料については、本日26日午前中までに提出ということだったと思いますが、これについて現時点では届いておりません。これについて議長より何かありましたら発言をお願いしたいと思います。

吉田議長。

○吉田武司議長 提出期限が本日26日午前中までということになっておりましたけれども、私のところにはいまだ何の連絡もございません。

○安保友博委員長 この点について、鈴木部長、どのようになっているか答弁をお願いいたします。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 先般の吉田議長との協議の中で決定された事項といたしましては、回答文書を24日の午前中ということでお約束をさせていただいているのは認識をしておりますが、物自体、文書の提出につきましては26日にお渡ししますと、こちらでは認識していますので、今日中にお渡しするという御理解いただきたいと思っております。

○安保友博委員長 これについて何かある方はいらっしゃいますか。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 ただいま議長の発言で、本日の午前中というお話がありましたが、その点については認識が共有できてなかったということなんですか。認識が違うということなんですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 私の認識は、提出物につきましては、26日にお渡しするお約束をしていると認識をしております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 その提出物ですが、この委員会の途中なのか、あるいは終わってからか、いつぐらいにお渡ししていただけるんですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 時間につきましては、26日中でございますので、勤務時間内ということであると17時15分までと認識をしております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 できましたら、この委員会中に、多分委員の皆様も拝見したいと思っておりますが、この委員会中の提出というのはどうなんですか、難しいんですか。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 2時04分 休憩）
再開します。（午後 2時08分 再開）

もう一度確認しますが、当初20日までという話をしている、それが諸般の事情により延びるといところで、それをこちらとしても了承したという経緯がありまして、その上で24日、それから26日と、その日付の指定については、特別委員会がその日に開催されるからとこちらとしては認識をしていますので、その趣旨を酌んでいただいて、午前中までに、それを見られないと、その審議にも生かせないということ、その部分も重々理解の上で今後対応していただければと思います。

それでは、本日の流れを確認します。

本日の議題は、要求資料に対する質疑、事務検査について、その他です。

これに異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

議題に入ります前に、11月24日の調査特別委員会での質疑に対する未答弁部分の答弁を求められております。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 先般11月24日の特別委員会において未答弁部分についてお答えをさせていただきます。

まず、公益通報に関することでございます。こちらの第一報から調査を外部調査委員に委託するまでの経緯についてでございますが、まず、経緯としましては、平成30年11月30日に今回の事件の被害者の親族から和光市に対して被害者の現金に対する問合せがございました。それを受けまして、12月3日、職員が市長に対して元職員が現金を着服した疑いがある旨の報告がございました。そのとき、市長からは元職員に確認して、不審な点があったら警察に相談するよう指示がございました。その翌日の12月4日でございますが、職員は元職員に確認をして、市長に報告を行っております。報告を受けて、市長から警察に行くよう指示がございました。その後、埼玉県警に相談を行ってございます。同日、市長がこれまでの経緯について副市長に経緯を伝えております。翌日の12月5日に警察への相談結果について、市長、副市長へ報告がございました。続いて、その後、市長、副市長が総務部長、職員課長に対して事件の経緯を報告しております。また、後日、通報者から公益通報委員会に対して公益通報の提出もございました。その後、対応について、市長、副市長、関係部局による協議を行い、外部委員、顧問弁護士に調査を委託することを決定しております。そして、12月7日に外部調査委員に依頼をしているところでございます。

続きまして、今回公益通報の委員会を開催したかどうかという御質問でございます。こちら

については、委員会は開催してございません。その理由としましては、まず警察に相談に行っていること、あと事件の内容について、早期に調査して公表する必要がある。そういったことから公益通報委員会をやるいとまがないため、今回委員会は行いませんでした。

また、今回の発覚時において、他の調査を行ったかどうかについてでございますが、こちらについては、調査の必要性については認識していたところでございますが、今回外部調査を行った弁護士、また警察から今回の件について公表を控えてくれと、そういった話がありました。今回調査しなかった理由につきましては、今回調査をすることによって、事件が隠蔽されるおそれがある。そういったことから今回、他の調査は行いませんでした。

あと続いて、2番目のパワハラの数についてでございます。先日の答弁にございませんでしたということを答弁したところですが、前任者に確認したところ、5件ほどございました。いずれの案件につきましても、申出者から申出自体を秘密にしてほしいということで、記録は取ってございませんでした。こちらの立場としましては、相談者がどういう解決方法を望んでいるか、そういった視点に立ちまして、相談者のいずれも秘匿性を強く望んでいたこと、また、異動の希望ということがございました。そういうことを踏まえまして、最終的には人事異動等の対応を行っているところでございます。

○安保友博委員長 ただいま未答弁部分の答弁がありました。これについての質疑を行いたいと思います。

何かある方は挙手をお願いします。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今その事件発覚前からの時系列でお話いただいて、11月30日に親族から訴えがあって、12月3日に職員から市長にそういう不審な点があるということで報告して、その時点で市長が職員に調査しろと言ったんですか。そういう報告でしたね。違いますか、確認すけれども。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 そのとき市長が職員に対して確認をするように指示しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そこが不思議でならないんだけど、そういう訴えがありながら、市長まで相談して、では何で訴えた職員が調査しなければいけないんだろう。何で市長がやらなかったんだろう。何か隠したいことがあったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらについては、市長から元職員にまず確認して、不審な点があったら警察に相談するように指示したということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 よく前のを見ると、親族から通報があって、職員から市長にこういうことがありますと報告しているんです。その内容を何で職員が、調べなければいけないのですか。何

で市長がやらなかったのか。そうでなければこういう委員会を開いてやらなかったのか。そこに問題があるのではないのか。そもそも最初のとっかかりで、ある特定の人を守ろうとしているのではないのか、これは。そこをはっきりしてください。おかしいと思わないですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 その当時は細かい調査ではなく、あくまで元職員が現金を着服したかどうか、その確認ということで指示を行っているということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 指示はしたけれども、では、翌日に警察に行っているんですよ、警察に。ということは事件性があるのではないですか。市は何も動いてないということですよ。3日、4日の間、この2日間で。何でそんなことが起きるんだろう。現金についてはきちんと確認できたんですかね。

○安保友博委員長 もし当時の状況が分からないとか、そういうことであれば、その旨答弁していただければ結構です。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 12月3日時点で現金の確認については分かりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そうすると、4日に警察に行って、5日に警察に行った相談結果を報告しているわけですよ。そのときには現金があったということですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 現金の確認についてですが、5日の午前の確認を行っているところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 それは親族から訴えられた金額全額がそこにあったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 5日の確認の時点で一部現金がなかったということでございまして、これで事件性があると判断して、今回、外部調査の委託を行っているところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 現金があったということらしいんですけども、全額でないということは、何かの支出に使って、残りの部分がそこにあったということなんですけれども、言ってしまっているのかな。私が独自に調べたところによると、要するに200何十万だか分からないですけども、その金額が親族から訴えられて、その所在がはっきりしてなかったという事実があって、それを職員が訴えたら市長が調べてくださいと今の話で調べたんですけども、それでも結論が得られない中で、翌日に職員が警察に行って相談をしたということらしいんですけども、その際にある人から電話がかかってきて、もう状況が変わったから戻って来いということで指示があったという話は聞きましたよ。だけど、職員はそのまま警察にいて、状況を説明し

て、事件性があるということをそこで訴えてきた。その報告が5日に多分あったと思うんですよ。誰かがお金を戻した事実があるわけでしょう。そこにお金があったということは着服したという事実があって、お金が戻ったということは誰かが戻したということですよ。その辺は確認ができていますかね。これ警察でも多分事情聴取を受けていると思うんですよ。

続けて言わせてもらおうと、要するに、では誰かが着服したであろうお金をその後に戻したということは、その事件性を隠蔽したくてそういうふうにしたのかなと。その事実を知った人が警察に出向いたから呼び戻して、それは違うんだよと。状況が変わったから戻ってこいよという話をしたのではないかと。想像ですよ。聞き取りの中も含めて、そういう話をするんだけど、そういう状況がその3日、4日、5日の中にあったのではないかと。その辺の状況を把握していますか。それは警察の中でも言っているはずですから。

○安保友博委員長 お金を戻した件については刑事訴訟の最初の起訴状朗読の中で、ある職員が元職員の指示を受けてお金を戻したということ。それがロッカーの中で発見されたということがあったと思うんですけども、その件ということですか。

工藤職員課長。

○工藤職員課長 その辺のことにつきましては、現在、司法の判断に委ねている状況でございますので、そこで裁判の判決が出たときには分かるものかなというふうには考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の内容は裁判の中でも話されている内容ではないのか。と思いますよ。その状況についても私は確認をしているんですけども、何で答えられないんですかね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 その辺につきましては、確かに公判の検察の起訴状朗読の中では発言があったと思いますが、まだ裁判が終わってない状況でございますので、その辺の結果を待ちたいと考えております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 11月30日に親族から問合せがあったということですが、先ほどの御説明の中では、その間、3日までの間でどのようなことが行われていたのか。担当のほうにそういう形で問合せがあって、その内容を確認したと思うんですが、3日に、もう一度確認しますけれども、5名の方から相談があって、市長が1人で対応したということによろしいんですか。11月30日から12月3日までの間の流れというのがよく把握できないんですけども、それについてはどのような形になっているんでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 11月30日は、金曜日になりますけれども、親族のほうから話があって、次の日が土・日でございますので、3日の午前中に市長に報告したという形になっております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 このときは5人の職員の方がということで、今の御説明でいいということで

すか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 はっきりとは言えないんですが、5人ではないかと想像はしているところ
です。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 先ほどパワハラの件で5件あったという御答弁がありましたけれども、相談
者が秘密にしてほしいということだったので、記録すら残していないということがありました。
そのようなことというのは当たり前のことなんでしょうか。秘密にするということはあるとし
ても、そのメモすら残してないとか、聞き取ったことを残してないということが当たり前に行
われているとはにわかに信じがたいんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 先ほど申し上げましたが、申出者から申出自体を秘密にしてほしいという強
い要望があったことから、記録は残していないということでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 相談者が申出自体を秘密にしてほしいというその気持ちはとてもよく分かる
んですけれども、そういう重大な案件があったということ、それを聞いたにもかかわらず、そ
のまま過ごしてしまったという認識でよろしいですか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 相談の中では、先ほど申し上げましたように、今回秘密にしてほしい。また、
内々に異動させてほしい。そういったようなお話が主でございましたので、その辺の本人の意
向に従って人事異動の対応を取っているところでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そういう処理自体が場合によっては隠蔽と取られたりとか、適切な解決に結
びついてないというふうには考えなかったんでしょうか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 その当時の対応が正しいかどうかというのは別としまして、当時の対応とし
ては、相談者の気持ちを酌み、どういうふうな解決を望んでいるか、そういったような視点に
立っての対応ということでございます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑のある方。

松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどの質問に関連なんですが、5件あったということで、それを何か申出
書というのを多分作って職員課に持っていくと思うんですけれども、それを例えば本人が秘密
にしてほしいとかということで、さきほどの御答弁で気持ちを酌み取って、それは受理しな

ったということなんですけれども、受理しなかった場合も、例えばそれをそのまま相手に返すという形で、記録としても要するにこれは受理はしなかったけどという形で残しておくということはないんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 相談に関して、紙というのはなくて、口頭でのやり取りだけですので、紙の申出というのはございません。あくまで委員会にかけるときに書面として出すような形になりますので、ただの相談については紙で書いて持ってくるとか、そういった対応はしてないところでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 それは分かったんですけれども、ただ、人事というか、異動させてほしいというときに、今人事は異動させたというお話でしたけれども、人事は一応市長とかが関わってくると思うんですけれども、そういうときに市長とか何もおっしゃらなかったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 その際、そういった話については市長に当然報告はしてますし、前回申し上げましたが、市長も本人に対して注意とか、そういったことは行っているところでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今の5件の口頭での申出というのはいつ頃の話ですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 記録がないので、いつというのは分かりません。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 いずれにしても、今回の事件が、発覚する前ですね。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 おっしゃるとおりでございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 パワハラの件でお伺いしたいんですが、少し繰り返しになってしまうかもしれませんが、申し出た本人が秘密にしてほしいということで、その方の気持ちを酌んで異動を希望されていたので、人事異動を秘密裏に行ったということだと思っておりますが、これはやはり秘密にしてほしいとおっしゃっているということは、相当おびえていらっしゃるということで、かなり重大なことが起こっているとやっぱり認識すべきだと思うんですよね。この方は異動できたのでよかったかもしれませんが、問題は残っているわけですよね、そこの職場で対応として適切だったかどうかというのは明言されませんでした。やはり問題はここはあったのではないかなと考えるんですが、その点改めてお考えをお伺いしたいと思います。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 当時の対応がよかったかどうかというのはちょっとあれなんですけど、繰り返しになりますが、当時の対応としては、そういう相談者の気持ちを酌み取った対応をしていた

ということでございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 仮に今現在同じような案件、例えば秘密にしてほしいというような同じような御相談があった場合も同じ対応をされるんですか、今でも。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 基本としては、申出者のそういう希望に沿った対応という形で考えております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 やはり問題の根本的な解決にはならないと思います。問題はまだ残っている状態になると思いますので、これは現状の問題点としてあるのではないかなと思いますので、この点は問題点として認識させていただきたいと思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 最初の公益通報の2の1に関わって、金銭の問題についての、これは市長と相談して云々で、きちんとした委員会を開催しないで事を運んでいる。いわゆる警察任せにってしまったということに結果的になっていると思うんですね。そうすると、庁内で起きた事件を庁内で解決してみようという自浄能力と言うんですか、それがパワハラにも発揮できてないような気がするんですね。パワハラについても本人の意を酌んで人事異動等で解決したみたいなことですがけれども、猪原委員が言っているように、根本的な問題は何ら解決されないで、ほかの方がまたパワハラを受けるという形に結果的にはなっていると思うんですね。そういう意味から言うと、事の重大性から自浄能力を発揮して、どうやったらそういったことを根本的に解決できるのかという組織的な決まりというか、取組というのが今回はなされてないんではないかと感じたんですけれども、その点はどのように考えますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今回結果としてそういうことはできなかったんですが、市としましても、今後そういう制度の見直しとか、その辺は行っていく必要というのは考えております。

○猪原陽輔委員 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今関連になると思いますが、いわゆるパワハラ防止法の改正案が2020年6月1日から義務化になりましたよね。それまでは努力義務ということで、狭い庁舎内の中で元職員の言動を知らないというわけではないと思うんですよね。結論から言えば、見て見ぬふりをしてしまったというふうに感じますが、どうでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 議員おっしゃるとおり、今年の6月、パワハラ防止法が施行されて、当市としてもさきの議員の一般質問等でもお答えさせていただいたとおり、見直しについて検討していくというふうな話をさせていただく中で、当市としてもそういった意識を起かさせないということで、今継続的に研修等を行っております、今後もその辺は継続していきたいというふ

うには思っております。

○猪原陽輔委員 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 そうすると、進行的には来年度にしっかりしたものをつくっていくと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 規則についてなんですが、パワハラ防止法の施行もあるんですが、人事院も規則が同日に改正になっています。当市としてはそちらを見据えながらやっていきたいなと思っているところでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の一連のパワハラの内容なんですけれども、まず5件あったと。それで特に秘匿性が高いという要求があったので、記録は取っていないということなんですけれども、この時点で既にかなり健康被害を訴える方とか、あるいは職場を去った方もいらしたように思うんですね。それぞれの5件の内容というのは、それから翌年の1月には17件の申立てが出ているわけですので、それまでの間も既に多くの方がそういったことを感じて、苦痛を感じて職場にいらしたと思うんです。この秘匿性を尊重して記録を取っていませんという御答弁は、その1月に出るときの1か月前の一般質問でそういう御答弁があったんですね、先日も申し上げたんですけれども。その時点で事実の確認というか、そういった訴えがあって、それで実際どうなのかということ把握されたのかどうか。それで市長には御報告をされたというふうにさきほどおっしゃっていたんですけれども、それについてはもう市長に対応を任されたということなのかどうか。職員課としては対応を、職員課としてはどうか、その御相談を受けたところとしてはどういう対応であったのかを少し明確にお願いできますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 相談があった後の対応ということでございますが、先ほど申し上げた市長に報告して、市長から注意していただいたということもありますし、政策会議の場でそういった話もしていただいたこともあります。また、職員課長から当該元職員に対して直接注意したということもございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 これは1月に17件ぐらい続けざまにその申立てがあって、それぞれ本人には知られたくないという希望があったので、それで通常の委員会ではなくて、特別委員会で部長職だったということもあるということなんですけれども、特別委員会を設置して対応するとしたわけですね。17人の人がまとめて申立てという形で出てくれば、それができたわけですね。

1月にまとめてそういった申立てが出てきたというのは、何か相談を受けた側で出してくれればみたいな、そういう示唆があったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申出をすれば通常のフローに基づいて、そういう委員会の流れについての説

明はしておりますが、本人たちがそこまで望んでなかったということでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今回の委員会での流れというのは、通常の委員会だと、その当事者に連絡が行くということでしたよね。そこが課題というふうに指摘もされていますけれども、その流れを説明したということですよ。そうすると、当事者に知られてもいいという、そのハードルを越さなければ申立てはできない状況だったのではないですか。この特別委員会でそういう形で秘匿したまま対応することもできるという説明はされてないんですよ。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申出なんですけど、本人の希望というのが異動させてほしいというのが主でございました。

今回多くの職員というのが、委員会にかけてやってほしいというより、上司等の高圧的な態度により異動したいという相談のほうが主でございました。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど猪原委員からも出ましたけれども、異動させてほしいという要請に対して、異動して、その人の問題は取りあえず片づくかもしれないですけども、職場自体の環境は改善されないわけですよ。そこを根本的に対応しなければ、もう解決しない段階に来ているという把握はなかったんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 当時対応としましては、あくまで秘密裏にしてほしいということでしたので、事実関係の確認はできなかったと。そのため、こちらとしてできる限りの対応をしたということでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 当時12月に一般質問した段階で、市民の方から相当なそうしたお知らせというか、気がついたことという形で、私のところにすらいろんなことが入っていました。それを相談が何件か出た段階で、職員課で把握ができないはずないと思うんですね。言葉を選ばずに申し上げますけれども、当事者がその人であったから表沙汰にしたくないという、そういった思惑があったのではないんですか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 少なくともそういった思惑というのはございません。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 少し細部の確認になりますが、5件ほかにあったということで、その5件というのが把握されている全てで、その全てで全員がその申出自体を秘密にしてほしいという申出があったということで間違いはないですか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 申出の内容については異動させてほしい、そういった内容でございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 記録がないということは、現時点で5件は確認しているけれども、それ以外にもあったかもしれないということで、その認識でよろしいでしょうか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 前任者に確認した限りでは5件ということでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 それで、異動させてほしいということで異動したという話の中で、もちろん市長にも伝えてあるという話が先ほどありましたけれども、市長はそれを聞いて、パワハラがあったということを認識した上で、その異動を認めたということで間違いないですか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 本人の希望を酌んで、異動のほうは認めているということでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 毎回秘匿性が高いということで、秘密にしたというところまでは理解はしたんですけれども、毎回同じ人に対するパワハラだということまで認識した上で、それに対しての対処はせずに、その場その場の異動をすればいいということで市長も納得したという、その理解ですか。

○待鳥美光副委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 市長が直接本人を呼び出して注意等はしているんですけれども、結果的には改善しなかったと、こういうことでございます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 少し重ねてになってしまうんですけれども、先ほどの文書が存在しないということでしたけれども、もう一度確認しますけれども、ハラスメントの要綱等には、ハラスメントに関する相談等があったときには適切かつ迅速に解決するよう相談員が努めなければならないと書かれていますけれども、これで文書が存在しない。最初から作ってないということで、適切かつ迅速に解決するように努めているというのは、第三者が見ることができないわけですよ。そういう組織として判断することができないわけなんですけれども、今この5件に関して、そういうような形で秘密裏にしてくれというような本人の要望を持って存在しないということなんですけれども、例えばそういう要望がなければ、文書として基本的には書いておくものなのか、あるいはもともと文書として残すということは規定としてないものなのか確認をしたいんですけれども。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 当時の対応としては、そういった記録は残していないということでございます。当然市としても改善すべきところは改善していかねばとは思っています。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今までのやり取りを聞くと、何か資料がないような話とかはいろいろ出てくるんですけども、総合すると、今回の事件の通報とパワハラも含めて、市としてある特定の人を守りたいがためにやっているように見えてしょうがないんですよ。これだけ何件ものパワハラ案件があって、職員が異動したいと言っているんですよ。よっぽどですよ。異動希望を書いたって異動させてくれないんですよ。だけど、異動させてあげるんですよ。だから市は、重大案件だと認識してやっているわけですよ。なおかつ市長にも報告している。多分通常の異動だったら市長の政策的なことの実現のためにこうやって異動させるんでしょうけれども、そうではないイレギュラーな異動ですよ。そうしたら市長に報告して、市長は何か反応があるはずですよ。それすらこのやり取りの中では一向にないです。この現金の不正な取扱いについてもそうではないですか。職員に行かせて、市は何も対応しない。市長は面談でじかに聞きながら市は対応しないですよ。職員に警察へ行ってくださいと。だけど、行ったときに、ある方は、電話がかかってきて戻って来い。状況が変わって、誰かが現金を金庫に入れたんでしょう。全く問題ないから戻って来いよ。そうではないですか。でも、現実はそのお金は何かで使っていて、満額がなくて、違ったわけです。だけど、満額があったように金庫にあったわけではないですか。それは誰かがそれを隠そうとしている、守ろうとしているわけではないですか。そういうふうに見えてしょうがないんですよ。だから対応も全て遅れてしまう。そういうのが市の中にあっただけではないですか。

国との大きなつながりがある。福祉行政を推進できる。市はモデル事業としてお金がどんどん入ってくる、入ってきますよ、だけど単年度で、翌年は市単独でやらなくてはいけない。それだけ財政規模が膨らんでいきますよ。今回の補正後の一般会計の総額を見たって、和光市はもう400億円ですよ。つい直近まで250億円ぐらいしかなかったですよ。それが400億円。どんどん膨らんでいきます。それを福祉に特化した部分にあるのかもしれないですけども、もうそういう形でいろいろやってきた人がいるわけですよ。職員は動かして、その人はそのままいるわけですよ。どんどん力がついてきますよ。何やったっていいわけではないですか。それを言える人が誰もいなかった。副市長が言ってましたよ。職員にそういう職場風土がなかったと。では、上の上司がやろうと言いたいですけども、やらなかったわけではないですか。黙認してやらせていたわけですよ。そういう市役所だったんですよ。そういう市役所がこういう人を生んでしまったのではないですか。最初の段階できちんとしたことを指導していれば、そこまで行かなかったのかもしれないですよ。でも、それができなかったんですよ。私は市長の責任は重いと思いますよ。どう思いますか。

○安保友博委員長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問については、お答えを控えさせていただきます。

○安保友博委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑ありませんので、前回の未答弁部分についての質疑を終結します。

休憩します。（午後 3時04分 休憩）

再開します。（午後 3時15分 再開）

それでは、初めに要求資料に対する質疑を行います。

進行について確認いたします。

質疑は前回同様、お手元に配付いたしました特別委員会要求資料に対する質問事項に基づき、資料番号ごとに行います。

まず、各委員から1回目の質問を順次行い、答弁後、2回目の質疑を行いたいと思います。質疑について異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、まず資料3について質疑を行います。

順次指名しますので、質疑を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 それでは、質問します。

1つ目、B施設の高齢者専用住宅建設に当たり、和光市は補助金4,500万円を支出していますが、係る整備計画が課長決裁で実行されたことについて、庁内のルールに従わない手続で行われたことの経緯と原因をお聞きします。また、再発防止策は講じたのかお聞きします。

2つ目、和光市がB施設の高齢者専用住宅に補助金を支出した法的及び算定根拠をお聞きします。

3つ目、D医療施設が介護療養型医療施設病床を45床転換するとしておきながら期限までに転換しなかったことについて問題がないのかお聞きします。また、転換する計画が本当にあったのかどうか、D医療施設に確認する必要があるのかお聞きします。

次に4つ目、当時、高齢者専用住宅の補助金の対象がC施設からB施設に変更されましたが、これはなぜか。この経緯がどうなっているのかお聞きします。また、補助対象部分の切り分けが困難として、C施設が補助金の対象外とされたのに、同じ性格の事業であるD施設がなぜ補助金の対象となったのかお聞きします。

5つ目、国に交付金を返金した際、市が責任を取り、補助金の支払い先に返金を求めなかった理由をお聞きします。D医療施設の病床転換計画が進まなかったことで補助金の返還を求めているのではないのかお聞きします。

○安保友博委員長 次に、齊藤委員。

○齊藤克己委員 資料4枚目と申しますのは3-(1) 交付金関係書類一式の4枚目の書類なんですけれども、ここでこれが9月9日、初回の事前協議、厚生労働省に提出した書類の中で添付書類として出てきているものなんですけれども、これの4枚目、そして5枚目のこの書類というものの意味というのはどういうものなのか、その内容について確認をさせていただきたいと

思います。

それから2点目、平成22年1月14日、医療機関との事前協議が行われたと以前説明があったかと思いますが、そういうふうに認識しているんですが、その内容、また、保存された書類はあるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目、以前の全員協議会では、平成22年2月26日に変更整備計画を作成したと聞いていますけれども、これを示す書類があるのかどうか、提示していただきたいと思っております。

それから4点目、3月1日の書類、これは交付申請の書類ですけれども、これは何枚目か、3月1日、厚生労働省に申請している書類、これをA社の設備に変更していると思いますが、この設計変更の理由、内容について確認をさせていただきたいと思います。それで、その中で、施設整備計画書がなぜ3つあるのか、その内容について確認をさせていただきたいと思います。今申し上げた前段の部分は、設計変更の理由の内容というのは別紙として設計変更の理由ということで2ページの文書が添付されておりますけれども、この内容、結論としては計画の内容変更、計画変更の理由ですね、申し訳ありません、計画変更の内容ということで文書が添付されておりますけれども、この中身が非常に読み取りづらい文章なので、どういったことを意図してこれが添付されているのか、その位置づけについて教えていただきたいと思っております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 それでは、何点か質問します。

初めに、平成21年9月9日、初回事前協議、厚生労働省にこれ提出しております。課長決裁で意思決定がされておりますが、市長はどこまでこれを把握していたのか。計画書に公印使用の印がないが、どのような手続でこれが行われたのか確認をいたします。

次に、平成21年11月13日、2回目のこれ事前協議です。これも厚生労働省に提出をしております。課長決裁で意思決定がされ、市の重要案件がなぜ課長決裁で行われたのか。対象施設の変更、事前協議がないようだが、これはどのような経過で行われたのか。

次に、平成22年1月4日、医療施設との事前協議、医療施設と介護療養病床を転換する協議はどのように行われたのか、事前協議が行われて手続が行われたのか、事前協議の内容についてお伺いします。

次に、平成22年2月12日、平成21年11月13日で施設変更した施設に交付の内示、4,500万円がされております。交付の内示後、なぜ変更整備計画書を作成したのか。交付金内示後の変更計画書なのに、それに伴う起案文書がついておりませんが、それはどのような手続で行われたのか確認します。

平成22年3月1日、平成21年9月9日、当初、事前協議した施設に変更した交付申請についてお伺いします。課長決裁で意思決定、市の重要案件なのになぜ課長決裁なのか、医療施設との事前協議が調わないまま提出をしておりますが、医療施設の45床転換が前提で行われており

ますが、これがどのような形で行われたのか確認をします。

次に、平成22年3月26日に交付決定を行われております。市長決裁、事前協議の変更の周知はどのように行われたのか。建設事業主体からの交付申請はあったのか。平成22年4月9日の交付金の支出はどのように行われたのか再確認をします。

次に、平成23年4月8日、実績報告書の提出を行っておりますが、これについて起案文書がないようです。その確認をお願いします。

次に、平成24年4月3日、建設事業主体への交付額の確定通知、これが当時の保健福祉部次長兼長寿あんしん課長で行われております。交付の申請がないままに交付金を交付額の決定通知までの意思決定ができたのかお伺いします。

○安保友博委員長 もう一度確認します。3-17までが資料番号3-(1)で、その後が3-(2)になりますので、一旦ここで切って、答弁をいただきたいと思います。

それでは、改めまして、3-(1)に対する答弁を願います。

田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 順次お答えいたします。

まず、3-1でございますけれども、協議の段階ですので、補助金の交付申請の市長決裁は必要ないと考えられると思います。また、再発防止策につきましては、現在、管理職におきまして起案等の決裁区分をチェックし、修正が必要な場合には変更して適正に対処しているところでございます。

次に、3-2でございますけれども、まず、支出した法的な根拠ですが、こちらは地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱の第4、先進的事業支援特例交付金の中の(1)介護療養型医療施設転換整備計画におきまして、介護療養型医療施設に転換する整備に対して補助金を支出することを根拠としております。算定根拠といたしましては、新たに施設を創設しておりますので、1床100万円の45床分で4,500万円となっております。

次に、3-3でございますが、職員からの聴き取り調査によりますと、平成22年1月14日にD医療施設に出向きまして、介護療養型医療施設病床転換について協議を行いましたが、45床を転換する意思の確認は取れておりませんでした。また、45床転換する計画もございませんでした。

次に、3-4でございます。職員の供述によりますと、平成22年2月26日付の平成21年度地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に係る介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の変更については、実際には提出されておらず、正式な手続としてB施設への変更はなされていないものと考えております。

次に、3-5でございます。補助金の交付先でありますA事業者は、介護療養型医療施設の病床転換の受皿となる施設を整備していること、また、元職員の不正を知っていたことを裏づける証拠がないことから、補助金の返還を求めるのは難しいと考えております。

続きまして、3-6ですけれども、こちらは平成21年9月9日に添付されております整備計画書につきまして、当初、（仮称）、別の名称なんですけれども、ある名称において、64床の病床転換の計画があり、その後、名称が確定してB施設となり45床に変更されたため、整備計画書が2枚存在しているところでございます。

続きまして、3-7です。こちら先ほどと同様に職員からの聴き取り調査によりますと、平成22年1月14日に担当職員がB医療施設に出向きまして、介護療養型医療施設病床転換について協議を行いましたが、45床転換する意思の確認は取れておりませんでした。また、45床を転換する計画もございませんでした。

○安保友博委員長 田中長寿安心課長。

○田中長寿あんしん課長 続きまして、3-8でございますけれども、こちらにつきましては、平成22年3月1日起案の交付申請に添付しております平成21年度地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に係る介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の変更についてが該当書類となっております。

次に、3-9ですけれども、こちらは、C施設は国土交通省所管の高齢者居住安定化モデル事業として補助金が交付されるものとなったため、別の施設で既に竣工していましたB施設へ変更する内容となっております。職員の聴き取り調査によりますと、元職員の指示によりまして、対象施設を変更した書類を作成し、元職員に渡しております。元職員が国の担当者と調整するという話を信用し、当該書面を関東信越厚生局長へ提出はしておりません。施設整備計画書が3つあるのは、今までの計画書を添付しているためと考えられます。

次に、3-10ですけれども、こちらは課長決裁で意思決定をしており、この段階では市長は把握はしておりません。また、職員の聴き取り調査によりますと、この計画書にある（仮称）は後に平成21年2月に着工した施設で、補助金の対象とならない施設であることが判明したため、埼玉県知事には提出はしておりません。

なお、（仮称）はB施設と同じ施設を指しております。（仮称）がB施設という名称に確定をしたところでございます。

3-11でございますが、この3-1と同様に協議の段階ですので、補助金の交付申請での市長決裁は必要ないと考えられます。平成21年9月9日の初回事前協議は、実際には提出されていないため、平成21年11月13日での協議が初回協議となります。

3-12、こちら職員からの聴き取り調査によりますと、先ほどと同様ですけれども、平成22年1月14日にD医療施設に出向きまして、介護療養型医療施設病床転換について協議を行いましたが、病床を転換する意思の確認は取れておりませんでした。また、45床転換する計画もございませんでした。

3-13です。この内示はC施設を対象施設とするものでありましたが、職員の聴き取り調査によりますと、元職員からC施設の名義で交付金を申請して、後でその枠をB施設に振り替える指示があったため、変更整備計画書を作成したと考えられております。起案文書は存在して

ございません。

3-14です。1,000万円以上の国の補助金交付に係る内容になるため、市長決裁で意思決定を行う必要があるかと思えますけれども、元職員が自らの不正行為が発覚するのを防ぐため指示したものと捉えております。医療施設との事前協議が整わないまま提出していると考えられます。

3-15です。こちらは市長決裁時に事前協議の変更の周知はしておりません。平成21年度のファイリングにおいて、建設事業主体からの交付申請文書は存在しておりません。

3-16、起案文書は存在しておりません。公印が押されているため、起案文書が廃棄されたことが考えられます。また、公印使用簿を確認いたしましたが、使用されていた形跡はございません。

3-17、本来であれば、交付申請がなければ交付額の確定通知はできないものと考えておりますが、本件において交付額の確定通知がなされた経緯は不明でございます。

○安保友博委員長 それでは、3-(1)に対する再質疑を行いたいと思います。

質問のある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 3-4のところでお答えを、どういただいたのか確認させてもらいたいんですが、C施設が補助金の対象外とされたのに同じ性格の事業であるB施設がなぜ補助金の対象となったのか。もう一度確認させていただけますか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちら3-9のところでお答え申し上げたように、こちらのC施設が国土交通省所管の高齢者居住安定化モデル事業としての補助金の交付がされたものですので、補助金をダブって交付することはできませんので、その分をB施設に振り替えたということになります。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうすると、B施設は、その補助金は出ていないというわけですか。例えばこれサービス付高齢者住宅だと思うんですが、C施設もB施設も同じ性格の事業だと思いますが、そういうことでよろしいんですか。B施設は、その種類の補助金が出ていないと、そういうことでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの補助金につきましては、事業者が直接国交省に申請をして補助金の交付をしていただくものですので、C施設につきましてはこちらを申請したわけでございますけれども、B施設につきましては、こちらの補助金は活用していなかったということでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 同じ性格の事業でありますから、あれですか、施設によって申請しなければ

補助金が出ないと、こういう申請主義というようなことになるわけなんですか。これだけ大きな工事費を伴う施設なので、B施設だけ、多分国交省の補助金だと思うんですが、これは出ていないということだと思んですが、そういうことなんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 国交省の補助金と今回の厚労省から受けた交付金とは、補助対象等や算定方法が違いますので、C施設については国交省の補助金を選んで申請されたということでございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 1月14日の医療機関との事前協議のところ、職員の聴き取り調査ということでしたけれども、これは職員というのは何名で、その医療機関との事前協議に当たられたのか。

それから、保存した書類というのはあるんでしょうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成22年1月14日にD医療施設にお伺いした職員は2名でございます。

また、保存された書類等はございません。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 2名の中には今回の元職員が入っているということで考えてよろしいんですか、ほか1名ということでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時は、元職員は厚労省に出向しておりましたので、当時の長寿あんしん課の職員2名がお伺いしたところでございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 この45床の返還の意思もなかったということ、計画もなかったということですが、これはこの当時、病床変換という全体的な流れがあった上で、県の計画とか様々なものがあったと思うんですが、それは、和光市としては関わっていない、結果的には影響がないもので、その中でこういった形で意図的な計画といいますか、意図的な話、筋立てが設けられて行われたのか、その点、実際に政権交代等があったというようなことも後々出てくるわけですが、そこら辺はどうなんですか、確認をさせていただきたいと思えます。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時の状況ですと、介護療養型医療施設病床は平成23年度末をもって廃止といった制度の中で、こういった交付金等の動きがあったわけですが、当時、D医療施設につきましても、お伺いした段階ではまだ計画等が、結論が出ていないとい

うようなお話を承ったと聞いております。その時点では、結果が出るのも、当時の平成23年度末の廃止に向けてぎりぎりのところになるのではないかという話を伺ってきたという状況でございます。基本的には、D医療施設が主体的に判断して、どういった病床に転換するかを判断されることとなりますので、市としては、そこまで権限があるわけではございません。あくまでも今回この交付金につきましては、新たな施設を創設したことに対して交付を受けたという状況になったわけでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 何点かお聞きします。

私の質問した中に、いろいろ起案文書がなかったり、決裁がなかったりしていて、後でこれを返還金が生じて返すわけですけれども、そのときにまたお聞きしますけれども、この決裁が認識として有効なのかどうか、手続上、市として。その辺の判断はどうですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今の御質問、3-21にも通じるところかと思えますけれども、不適切な決裁区分であったり、決裁された文書であったとしても、それは公文書であると考えております。ただ、権限がない職員が行った不適切な意思決定でありますので、意思決定については瑕疵がある行為であると考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 事前のこの交付金の手続の流れというのは、このときには、元職員は厚生労働省に出向していて、この手続の段階では、厚生労働省の課長補佐をやっていたわけですよ。返還金のときには戻ってきて部長をやられているんですけれども。そのときの意思決定というのは、その元部長がやったわけではないですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 これも3-24の御質問にもつながるところではございますけれども、職員の聴き取り調査によりますと、元職員の関与について供述されております。元職員の指示によって、こういった手続等を進めていったというような供述は得られております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 それはまた後で聞きますけれども、その辺少し疑問があって、それがそういう判断でいいのかどうかというのが疑問なんです。要するに訴えの提起もありますから、それも含めて後で聞きますけれども、これだけそろっていない書類があって、なおかつ交付申請、要するに建設事業主体から交付申請がないんですよ、ない。でも、会計検査院の書類を整理する段階では交付決定書が作られているんですけれども、その辺は市としてどういう判断をされましたか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時、平成21年度のファイルの中では、建設主体からの申請書はなかったわけでございますけれども、平成26年2月20日の会計検査に向けて、いずれかの段階で

申請書が作成されたと考えられます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確認ですけれども、交付決定、確定がした後、交付通知が出された後に、要するに会計検査が入って、入るからということで作ったように思われるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 時期は確定はできませんけれども、恐らくそういった流れになっているかと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そうすると、もう交付申請が上がってこないのに交付額確定して相手側に通知を出してしまったんですけれども、その流れというのは、行政上の手続として正しいんでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 市から交付事業者でありますA事業者に対しましては、起案文書や決定通知等について全て整っておりますので、こちらについては問題ないかと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 その建設事業に対して、建設事業主からこのお金を下さいという申請がないんですよ。だけれども、市はお金をあげたんですよ。それが正しいんでしょうかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かにおっしゃるように、申請がなくて、市から一方的に交付するというようなことは本来はあり得ないかと思いますがけれども、何らかの形でこういった形で、実際にA事業者に交付金を交付したという結果になったと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そのときの意思決定に関わった人が何人かいるはずなんですよ。その辺は確認はしていますか、どのような状況でそういう形になったのか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そこまでは確認はしてありません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 会計検査院が入って4,500万円の交付金と利息1,111万5,000円くらいですかね。それも併せて返しているわけですよ、5,600万円ほど。それなのに交付決定もしないのに交付してしまった事実があるわけですよ。市はそれを補正予算を組んで返したわけです。なのにその交付決定がない事業者にお金を出しているんですよ。そうしたら、その交付がどうだったのかとなると思うんですよ。そうすると、交付事業者にも求償すればいいんじゃないかと私は思っているんですけれども、その話はないんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 A事業者に対して、この交付金の求償をというお話かと思えますけれども、先ほど回答させていただいたように、このA事業者につきましては、あくまで介護療養病床の受皿であります適合高齢者専用賃貸住宅を建設したことは事実でございます。また、このA事業者が元職員の不正を知っていたことを裏づける証拠がないために、市としてA事業者に求償することは難しいと判断しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確実な月は忘れましてけれども、要するに交付申請がされる前に、もうその1年前に建物はできていたんじゃないですか。それを確認しますけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 委員おっしゃるとおり、申請の段階ではもう既に着工はしております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、その施設に、事業主体にお金を交付するというもう最初から話ができているのかなというふうに思われるんですけども、要綱上、そういう手続で交付が可能だったのでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 国の交付要綱に基づきますと、着工した施設については対象外ということになっておりましたので、そういった中で、C施設を対象とした申請書を提出しているというような状況でした。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そもそもそこに問題があるのではないですか。C施設を対象とした交付金の申請。要するに着工が終わっていてできてしまったところには、交付要綱上は支出できないんですよ。それなのに交付を、申請書もないまま申請して、確定後に通知を出しているんですよ、交付金確定しましたと。そのときの、仮にですよ、その指示した人が厚生労働省にいて指示したとしても、意思決定をしたのは市の職員ではないですか。市長まで決裁印もらっていますよね、もらっていないですか。市長にも説明していると思うんですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 市長には、事前協議の段階で変更したということは周知はしておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 国から交付金をもらうのに4,500万円もらうんですよ。それなのに市の施設として建物を建てて、申請をしておいて、それで今度振り替える、それで交付してしまう。そんなことを市長が知らないわけではないんですけども、全く説明していないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 あくまでも事前協議の段階では変更の周知はしておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 一般論として聞きますけれども、それはしなくて大丈夫ですか、その行政の手続上。市長が全く知らなくてもいい。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 本来であれば、こういった重要な案件でございますので、市長にそういった変更手続等の周知、情報提供というのは本来すべきであったかと思えますけれども、これはあくまでもA事業者に交付金を交付するという前提の下に手続等を進めてまいりました関係上、こういった形で処理したと考えております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 先ほどの御答弁で、被告が厚生労働省の職員になったわけですね、市役所を退職して厚生労働省の職員の立場であったんですが、この事業計画を進めるに当たって、本人の指示に基づいて手続をやりましたというようなお答えがあったかと思うんですが、職員でもない立場の人の指示に基づいて、その計画を進めるということが納得いかないんですが、何かそういう本人との関係、役所の職員もされていたので、その辺の人間関係はできているかと思うんですが、基本的には組織が別のもの話ですから、その指示を受けて事業計画を進めるということ自体が非常に違和感を覚えるんですが、どんな状況だったのでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの案件につきましては、元職員が厚労省に行く以前、平成20年度以前からA事業者、またB施設等とも話が進められている中で、平成21年度から厚労省に出向しておりましたので、その途中、引継ぎとして担当の職員が元職員の指示を受けながら事務を進めていたといった状況になっております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今のに関連して聞きますけれども、市の職員を退職して厚生労働省に行って、行った方は国の職員ですよ。国の職員がこういう一連の手続に関して指示ができるんですかね。国の職員ですよ。和光市を退職して行った職員であるかもしれないけれども、国の職員の立場で市のこの一連の手続に関与しているんですよ。そんなことがありますかね。それは市長も知っているはずですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 先ほどの3-24のところでも回答を申し上げましたように、職員の聴き取り調査によりますと、元職員から関与についての供述は間違いなくされております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 関与の事実は分かりましたよ。国の職員が市に対してあれやれ、これやれと指導しているんですよ。そういうことがされてしまったから、こういうことになったんでしょう。そうしたら、市としても国に対して言えるんじゃないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 国の職員ということでございますけれども、この交付金対象の、この交付金を扱っている部署にいた職員というわけではございませんので、あくまでも元職員という形で当時の職員に対して指示を出していたということになりますので、国に対してというのは難しいかと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 よく分からないんですけども、要するに市の職員という立場で指導したということを言っているんですか。よく理解できなかったのです。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成20年度以前から、この案件については元職員がずっと関わってきている中で、厚労省に出向した後については、自分がやってきたことを当時の職員に対して引継ぎをして、その後継続してこの事務を執り進めていた。その中で元職員が指示を出していたということになります。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私が言っているのは、以前に、行く前から話があったと、それは聞いたことがありますから、それは内輪の話でやったんでしょうから。でも、国の職員になったときに市に参与しているんですよ。これ、うまいこと指導しているのではないんですか、聴き取り調査で今分かったとおっしゃいましたよね。市の判断として、それが果たしていいのかどうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かにいい、悪いという問題はあるかと思えますけれども、現実として、元職員の指示に基づいて、当時の担当職員が手続等を指示どおり進めていたというのが事実でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の調査で、要するに元職員が支持をしたということがいつ頃分かったんですかね、調査で。要するに交付金の返還手続を行いましたよね。その時点では全くそういう疑義がなかったという理解でよろしいですか。最近になってその事実が判明したと。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時返還した時点におきましては、そういった疑義はございませんでした。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 平成20年度当時のその関与、A事業者に対しての関与というのは、具体的にはどういった形のものだったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この交付金につきまして、事業者にこういった施設を創設すれば交付金が受けられるといったような話をしていたと聞いております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 近隣住民への説明会というのが行われたようですけれども、そこでも出席されていたということによろしいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員がその説明会に出席していたかどうかについては、確認はできておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 平成20年11月15日にA事業者が近隣住民に説明会を開いています。そのときに、要するに市がその施設に対して関与していないのに、市の指導の下にやるようなお話をされたというお話がありますけれども、そこから始まったという、これは事実ですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その時点で始まったかどうかについては確認はできませんけれども、恐らくその以前から話はしていたのかと推察できます。これだけ大きな案件ですので、何年越しかでの計画をして事業者を決定してということになりますので、その時点からということではないと考えられます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今までの話を総合すると、要するに元職員の関与、指示の下に市の職員が動いて交付申請手続をして、交付後、交付できない建設事業主体に変更をかけて交付をしたという経過でしょうけれども、あれだけの大きい建物で、要するにあそこに大きな会社があって、そこを更地にして建物を建てる。これについて、市長が知らないということはないと思うんですよね。何らかの形で、やはり部長から説明したんではないかなというふうに思われます。その辺の確認は取れていますか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その確認は取れておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 後の話になりますけれども、要するに返還金の利息を含めて5,600万円も返しているんですよ、市は。その建設事業主体に求償もしないで。その経過を知らないということはないと思うんですよね。では、その担当課は、市長に対してなぜ確認をしないんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 市長の確認というのは、どの段階での確認になりますか。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 申請段階からですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 協議の段階であるならば、この補助金の交付申請では、まだ市長決裁までは必要ないかと考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 決裁上の話をしているのではなくて、そういうお話をしたのではないかと
いうふうに思われるんですよ、政策会議とかそういう場でも。あれだけ大きな施設を建てて、国
の補助金をもらうわけですよ。そういう話がないということはまずあり得ないんですよ。なお
かつこれ関連するのは、今度の訴えの提起にも関連するんですけども、元職員に民事訴訟を
起こしているんですよ。ということは、市長は全く知りませんよということなんでしょうけれ
ども、私が思うには、そういうことはないのではないかと、市の行政の中で。ある程度、市長
も知っていて事業を進めているのではないかとというふうに思われるんですよ。それ課長に聞い
ても分からないでしょうけれども、今後どういう形で聞けるか分かりませんが、それは
確認をしたいなというふうに思います。もう市の事業として、市長が知らないということはま
ずないのではないかとおもわれますけれども。その辺は後で確認をしたいなと思います。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 国の職員だった当時、市の事業に関与していたというところで、再度お伺い
したいのですが、その当時のこの当人と、あと実際に事務を市として進めていた方の関係性
というんですか。例えば対等に物が言える立場だったのか、あるいはもう従わざるを得なかつた
関係だったのか。その辺はどうだったんですか、関係性は。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時の関係性につきましても、決して対等ということではなく、一
方的に言われたことをそのまま愚直に遂行していくような立場でございました。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 この一連の流れで不可解な施設の変更というのが行われているわけで、その
当時の担当の方は、このことに疑問を感じておられたのかどうかというのはいかがですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 職員の聴き取り調査によりますと、当時、担当として当然疑義とい
うか疑問というのは感じてはいたということですけども、元職員のほうで、それについては
国と調整するからということで、元職員の指示を信じて、指示に従って事務を進めていたと話
を聞いております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 これはもう額が額で、相当高額な案件ですので、個人としての対処というよ
りは、これはやはり疑義が生じた時点で組織としての対処というのが必要だったのではないか
というふうに思うんですが、そのあたりについてはいかがですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果として返還という事態になったわけでございますけれども、申
請を進めていく中では、元職員が国と調整するからといったような話を幾度も担当職員にして
きておりますので、それを信じて事務作業は、疑問は持っていたかもしれませんが、進

めていたというのが事実でございます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 今回の本人が国の職員になる、それ以前の関係性のところで、従属関係と申しますか、そういったパワハラ的な、高圧的な、そういったものというのがあったのかどうかというのは、その点についてはどうですか。把握はされているんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 パワハラといったレベルではないかと思えますけれども、あくまで上司と部下ということで、上司の職務命令に愚直に従って事務を進めていたという状況かと思えます。その一環として、この交付金の申請の事務も、そのとおりの指示に従って作業を進めていたと認識しております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 その指示に従って申請の一連の手続を行っていたということですが、例えばこれ組織としての決定事項と、それから1対1での元上司と部下というような形の中でのやり取りと、どこら辺まで、例えばこれは平成21年11月13日の厚労省との事前協議の中では、書類として、和光市介護療養型医療施設転換計画ですとか和光市長寿あんしんランドデザイン中央エリアですとか、いろんな添付書類それぞれ、和光市としての計画を定めた上で、これはB施設からC施設に変換していくときのあれですけれども。市としての決め事、施設の整備計画ですとか、それにのっとった形で普通は進めていかれると思うんですけれども、そうではなくて、こういった書類も結局、意図として最終的にB施設に補助金を交付するような意図があった上で、いろんな形で動かれていくということで、そうすると、市の決め事、和光市としての計画というものがどうあって、そして、個人にそれをゆがめられるというか、変更されていったのか、そこら辺が分からないんですけれども、こういった事前の長期的な長寿あんしんプランの中で整備していくということは、計画関与としてはあるわけですが、それが実際この施設に関してはどうだったのか確認をしたいと思うんですけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時ですと、長寿あんしんプラン第4期が該当すると思えますけれども、その中のランドデザインで、中央エリア、今回のB施設も中央エリアに該当するわけでございますけれども、この中央エリアにおきまして、介護サービス事業と併設した地域交流スペース等を備えた施設を整備するというので、計画上では位置づけをされておりましたので、その施設がB施設であったということになります。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 4時09分 休憩）

再開します。（午後 4時10分 再開）

金井委員。

○金井伸夫委員 そうすると、BとCで介護施設が今実際に動いているわけですが、D施設のほうの本来転換すべきであった病床が転換せずに残っているということで、ひよっとし

たら整備計画とそごを来しているのではないかと思うんですが、それは現状は計画に沿って、長寿あんしんプランに沿って、あるいはグランドプランですか、に沿って現状動いているんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 グランドデザインの中では、D医療施設の中の介護療養病床等についての位置づけはございませんけれども、現実としては、平成31年3月31日をもちまして、介護療養型病床については全部配置転換をされております。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 転換されていないんでしょう、今。そのまま続いているのではないの、D施設のほう。現在。転換しようとして、していないの。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 D医療施設内にございました介護療養型病床につきましては、平成31年3月31日をもって廃止をして、別な病棟に転換されております。現在、和光市内には介護療養型病床はございません。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 では、タイミングはずれるけれども、結果的に転換しているから、思惑どおり、いっているわけではないですか。そうすると、厚労省から見たら、結果的にはタイミングのずれはあるけれども、平成26年度には転換していないんだけど、平成31年度に転換しているんだったら、別に返還する、また返還したやつを戻してもらおうということはできないの。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成21年度の交付金の概要なんですけれども、あくまでも介護療養型病床を廃止して、新たに施設を創設するとか、もともとあった施設を改築するか、また改修するかによって、介護療養型病床をなくすといった趣旨でございました。当然時間差がございますけれども、結果的には介護療養型病床というのは転換、なくなったわけがございますけれども、この交付金の対象とするのは、転換として新たに創設して、転換と創設がワンセットでの補助金対象になりますので、ただ造ったから交付したというわけではなく、あくまで転換が、廃止されるのが条件です。病床の転換先として新たな施設を造ることが交付要綱になっておりましたので、当時としては転換されないでただ単に施設ができた、創設されたということになりましたので、この交付金の交付対象ではないという指摘の下に返還をしたところでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 交渉してみる余地はあるんじゃないかなと思うんだけど、そんなことないの。四、五年少し遅れたとあって、駄目かな。交渉してみる余地はないですか。結果的に。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そういった考えもあるかと思えますけれども、この交付金の交付要

綱というのは、廃止と創設がワンセットになっておりましたので、もうこれだけの時間がずれているということは交付の対象になりませんので、改めて交渉する余地はないかと判断します。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 建設事業主への求償の話ですけれども、以前にもこの空間の交付金の中でやった経過があって、会計検査が入って、適正に執行していないというので、事業主からお金を返してもらって市が返還した経過がありますよね。それと同じではないかなと私は思っていて、そういう働きかけは建設事業主には全くしていないんですよね、会計検査が入ってそういう状況にあったということは。話をしてあるんですかね。

○安保友博委員長 次にできてしまっています。

○富澤勝広委員 すみません。では、次に質問します。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 1点確認いたしたいのですが、D医療施設のほうに45床の転換計画がなかったというふうに先ほどお答えになったと思うんですが、D医療施設は45床の病床の転換をしなければならぬという認識はおありだったのでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成22年1月14日に担当職員がお伺いして転換の話を協議をさせていただいた中では、当時は平成23年度末をもって介護療養型病床廃止ということになっておりました。その後、何を転換するかについては考えなくてはいけませんが、結果が出るのはぎりぎりになるのではないかとといったような回答はいただいたと聞いております。当然、制度上のことですので、いずれは、当時、平成23年度末までには転換しなくてはいけぬという認識はお持ちになっていたと思います。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 その後、実際に補助金というのが支払われているわけですよね。そのときの認識というのは、どのような認識を持たれていたんですかね。転換が実際にそのときはされていないわけじゃないですか。何に対しての補助金だというふうな認識をされていたんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 職員がD医療施設にお伺いして、転換の協議はさせていただいておりますけれども、その中で、あくまでも交付金は建設事業者に交付するものでございますので、D医療施設に対しては病床転換の意思の確認という協議をさせていただいたところでございます。交付金については、その辺の認識はなかったと考えております。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 先ほどの当時、厚労省にいた元職員から和光市の職員に対して不正な指示があって、それでこうした一連の事務が行われたということについて、もう一度確認なんですけれども、関係としては、言われたことをもう愚直にやるしかなかったような関係だったという

ことなんです、その当時の上司に相談するとか、不自然に思っても言われたからしょうがないとやってやるというのは、普通に想定されることなんじゃないですか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時、担当職員の聴き取り調査によりますと、一職員として判断できない部分も当然ありましたので、それについては上司と相談、協議した上で事務は進めていったと聞いております。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 その上司というのは誰ですか。誰というのは、役職として。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 長寿あんしん課長になります。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そうすると、当時の長寿あんしん課長も同じように元職員から言われたら、もう聞かざるを得ないような状況だったということでしょうか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果的には、元職員の指示に基づいて事務を進めていったということになります。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 部長には相談はしていなかったのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員が当時の保健福祉部長と協議したかどうかについては分かりかねます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 かなり不自然だという認識なんですけれども、やはりおかしいと思ったときに、それを相談をしっかりと、そういうことがなされずに、言われたがままに事務手続を行ってしまったということは何が原因だったというふうにお考えですか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 先ほど申し上げたように、元職員は国と調整してくるからといったようなことで、そういった指示を信じて事務は進めていったと認識しております。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 その外部、国と調整してくるからという話は置いておいて、和光市役所として適正な事務を行っていかねなければいけないということに疑義が差し込まれたときに、その部分についての確認をしないで元職員から言われたことをうのみにしてやってしまったということの原因ということを聞いているんですけれども。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かに平成21年度から新たな体制で長寿あんしん課が事務執行して

いたわけですが、それ以前から元職員が長い年数、長寿あんしん課の職員として従事した中で、この交付金も一つの事務として少しずつ調整されてきて、結果としてA事業者に交付金を交付する方向性で全体が流れていたと認識しております。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 おかしいと思ったけれども、言えなかった理由は、その元職員の言っていることが正しいと思ったからですか。それとも、言うことには逆らえないと思ったからですか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員に聞き取りをしないと分からない部分もございますけれども、繰り返しになりますけれども、国とも調整してくるからということで、それを信じて、この交付金の交付の事務を進めていたと認識しております。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 交付申請を、その事務を行っていたということですが、やはり先ほど課長もおっしゃっていたように、交付の前提として、病床転換ということの事実があった上で交付されるということ、ワンセットになっているということだったけれども、平成22年1月14日に協議を行って、そこでは意思がないということでしたけれども、平成26年の会計検査までの5年間あるわけですが、それで事務は行われていくわけですね。その間に職員が、この働きかけが医療施設等に対して、その後継続して働きかけがあったのかどうか、平成26年会計検査が行われて初めて慌てるというようなことになっているのか、少しそこを確認させていただきたいと思うんですが。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回の御質問につきましては、3-22の御質問にもつながってくるところではございますけれども、平成26年2月20日に会計検査が入るということで、その約1か月前の平成26年1月頃に自主調査によって精査した結果、介護療養型病床の転換がされていないということが確認できましたが、職員の聞き取り調査によると、会計検査の前に元職員の指示で市長、副市長の決裁を受けないで転換を実施することなく、交付金を国庫に返還するという意思決定がなされておりました。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 その時点ではなくて、平成21年から5年間あるわけですが、その間に交付金のいろんな粛々と事務は行われていくわけですが、この医療施設との協議というのはその後行われなかったのかということです。職員の方2名、最初行かれていますよね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そのD医療施設との協議を行ったといったような形跡は残っておりません。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 そうすると、明らかに不自然な形で事務が行われていくというのは、認識としては、その部署といたしますか、計画としては明らかに不自然だというのは、ほかの方から見ても分かるのではないかと思うんですけれども、それはいかがだったでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かにおっしゃるとおり、交付金の交付要綱として条件が調っていないなかったという事実はずっと残っていたわけでございますけれども、平成26年の会計検査に至るまでに、そういった転換についてのD医療施設との協議も進めないまま、そのまま時間が流れたと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 一連の交付手続の起案文書を見ると、ほとんどが課長専決になっている部分があるんですよ。その文書を照らし合わせて、要するに支出行為もそうですけれども、市の予算事務規則と市の事務専決規則に照らし合わせて、その決裁の仕方が、それは正しかったのかどうか。その辺、よく読んでいないので、よく分かりませんが、今、適切でない部分があるのかどうか、その文書において。その辺の確認をお願いしたいんですけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 起案文書の決裁区分でございますけれども、このように多額の交付金受領という大型の重要な案件でございますので、本来であれば市長決裁まで上げるのが正しかった処理だと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 要するに事務専決規則であったり、予算事務規則に照らし合わせると、正しくないような決裁の仕方がされているわけです。それにもかかわらず、交付金の申請が粛々と行われてきたという事実があるんですけれども、職員の聴き取り調査をしたようなんですけれども、そのとき実際に実行した職員は、そういう認識はなかったんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 実際の当時の職員がその辺のあたり認識があったかどうかというのは分かりかねますけれども、先ほども御答弁申し上げたように、元職員の指示によって市長、副市長の決裁をしないでといったような指示もございましたので、その指示に従って事務を処理していたと考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 指示は分かりますよ。だけれども、事務上の手続として、要するに規則に合っていない手続が行われたんですよ。それは、聴き取り調査の中で職員の認識は確認していないんですか。規則よりも元職員の指示のほうが優先するということですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果としてみれば、元職員の指示が優先された形で処理されたと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 それでまた繰り返しになりますけれども、国の職員ですよ。国の職員が市の行政に關与しているんですよ。市として言えるのではないですか、国に対して。元職員かもしれませんけれども。その辺はどうなんでしょうね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 これはあくまで元職員の個人的な判断で当時の職員に対して指示を行ったわけでございますので、この案件に対して、国に対して何かを言うということは不可能だと考えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、これは、行政事務ではなくて、個人がやった仕事だという理解でいいですか。そういうことをおっしゃっているんですかね。それだとしたら、市が補正を組んで返す必要もないわけではないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そもそもこの案件につきましては、会計検査院の指摘事項では、介護療養型病床が転換されていなかったという指摘の下に交付金4,500万円と加算金を返還するに至ったわけでございます。交付申請自体、計画書の作成等に当たっては元職員の指示に基づいて当時の職員がその指示どおりやらされたといった事実はございますので、これは元職員の不正行為に該当すると考えます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 どうもよく分からないのですが、国の交付金に対する申請は、途中で対象施設が変更になったけれども、その変更についての文書は先方に届いていなかったというふうな御説明もあったんですけれども、実際にB施設に交付した段階で国に出ている書類上はB施設に交付するという事に手続としては変更されていたんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 C施設で申請はさせていただいたわけでございますけれども、最終的に実績報告の中ではB施設ということで、国には提出させていただきました。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 当初の申請はC施設で、実際に交付したのはB施設で、実績報告もB施設ということでもいいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 申請の段階がずっとC施設でまいりまして、実績報告書だけがB施設ということで上がって、交付金はA事業者へ交付した形になります。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、この計画変更の理由の別紙を付して関東信越厚生局長に出ている文書なんですけれども、これは実際に提出をされているという理解でいいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの變更理由につきましては、元職員から当時の担当職員に變更理由を作成するという指示を受けて、担当職員が作成した現物を元職員に手渡し、それが国に提出されたかどうかは不確かでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の関東信越厚生局長様というかがみ文を見ると、計画変更の内容の中で、転換後の施設の設置主体はC施設になっているんですかね。どうもその、B施設とC施設がどこでどう入り繰っているかが整理できないんですけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この變更理由書については当時の職員が元職員に手渡しをしておりますので、市からは関東信越厚生局長にはこの變更計画書は提出しておりません。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 これに付してある別紙を読むと、どうもそれがこのかがみ文と合致しているのかどうかも疑問なんですけれども、これは、これでいいんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 かがみ文が平成22年2月26日で、整備計画変更についてということになっているかと思いますが、恐らくこの次のページの様式第3号の介護療養型医療施設転換整備計画書は、このセットでよろしいかと思えます。3枚目の計画変更の理由については、これは単独で担当職員が作ったものを元職員に渡しておりますので、ここにはもともと添付されていなかったと思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、さきほど実績報告だけがB施設になっているというお話でしたけれども、国としては、B施設に交付するということで了解しているという認識でいいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 実績報告はそうになっておりますので、国としてはそのような認識であったと思われま。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 国の受付の窓口というのは、当該元職員の方だったわけですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 窓口といたしましては、関東信越厚生局になっております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの返還の件ですけれども、実際に会計検査院の検査が入る以前に市長決裁を受けずに返還されているというお話でしたけれども、実際に返還の手続をしたということは、これ補正で上がっていたんですか、返還金は補正で上げたんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成26年6月議会におきまして、こちら返還金の補正予算を上程させていただいて、議決して、6月30日にお支払いしたという流れになっております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、当然議会を通っているわけですし、決裁を受けないでその返還が決定されたということは、当然、市長も副市長も御存じということですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成26年2月20日の会計検査院の前の平成26年1月の決裁では、当時の元職員の部長までの決裁で、返還しますという決裁をしたわけでございますけれども、2月20日の会計検査院が入った段階で、最終的に病床転換されていなかったということで返還命令が出ております。その段階で恐らく市長にはその報告が行っていると思います。正式な文書として返還命令が出ておりますので。元職員は、その前に、自分の不法行為を隠蔽するために返還するといった起案を自分で決裁したものと思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 この返還に関しては報道発表もされていますよね。そうすると、決裁をしないで、それが実際に起こって報道発表もしたということ自体について、そこは問題にならなかったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 どの段階で報道発表したかは分かりませんが、その段階ではもう市長まで決裁をもらっていたと思います。会計検査院が入る前の段階で、元職員の決裁で返還するといった意思表示の決裁をしていたところではございますけれども、会計検査院の検査結果として数字が出てきて、正式に交付金の取消し通知をいただいておりますので、それを基に正式に市長まで報告をして、報道発表して6月議会に補正予算を上程するという流れになると思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 その市長に報告をした段階で、特に問題にならなかったという理解でよろしいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 どういったやり取り、協議をされたかは分かりませんが、結果としては議会に補正予算として上程させていただいたわけでございますので、その旨は了解されたと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確認ですが、会計検査院が入るということは、市長には伝えてあったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それについては分かりかねますけれども、結果として最終的に交付取消し通知が来た段階では、会計検査が入った結果、こうなりましたということで報告はしていると思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 要するに会計検査が入るということは結構重要な問題ではないですか。国の交付金を4,500万円もらって返すわけですから。会計検査が入るということは、何かの疑義を会計検査院は持っているわけですから。定例の検査かもしれませんよ、分かりませんが、会計検査院が入るということは、市長にお伝えしているのではないですか、していないですか。市長が知らないということはないと思うんですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 おっしゃるとおり恐らく今回の建設された施設に対しての会計検査院が検査に入るという話はされていたかと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 この一連の流れで、返還金までで処分された、懲戒処分になった職員というのはいたんでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 懲戒処分になった職員はいないと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 ということは、懲戒処分になるような案件とは判断されていなかったということですね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その案件がどうかは分かりませんが、結果としては誰も、この件に関しては懲戒処分はされておられません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 起案文書を見ると、この介護療養型施設から適合住宅への転換の未実施に伴った対応ということが、起案文書にあります。それを見ると、この起案文書、3人でしか動いていないんですよ、3人。要するに起案者が課長で、部長、あと合議として1人、これ3人だけなんです。こんな重要なことが3人でしか動いていないんですよ、どういう対応をするかというのは。もうこれだって不自然だというふうに思わざるを得ないんですけども。この時点でもう市長に報告していいのではないかと思いますけれども、これ平成26年1月15日付の起案ですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの起案につきましては、元職員の指示によりまして、市長、副市長の決裁を受けずに転換を実施するといったような決裁を元職員がしたということでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 元職員、元職員と、元職員が悪いような話でずっと進んでいますけれども、ではこのとき、当時いた人は何を対応したのかですよ、今も職員でいる方ですよ。今も職員で。誰もおかしいと気づかないんですよ。このときはもう現職で部長でいらっしゃったんですよ、元この方は。これ稟議ですけども、何も言えないですよ、そういう状況にあったんですかね。前のパワハラであったり、いろんなこともありますけれども、それだけの権限を持っていてやっていた方なんでしょうけれども、市が一任してやっていたのか、市長、副市長が。その辺はどうなんですかね、こういうのね、事務手続上。あってはならないのではないかと思いますけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かに重要な案件でございますので、市長決裁を本来であれば取るべきかと思っておりますけれども、元職員の指示によって部長まで、自分までの決裁でという結果になったわけでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 元職員の指示というか、部長までの決裁、これ当事者ですよ、当事者。自分が指示して自分が決裁しているんですよ、今思えば。会計検査院の前に資料も調べて、しっかり検査が進行するようにやったわけでしょう。交付申請書もないのに、新たに交付申請書を作って、そこにあたかも資料としてくっつけてある。そんなことが起きているんですよ。それを誰もチェックする機能がなかった、そこが不自然でならない。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かにおっしゃるとおりかと思っておりますけれども、結果としてみれば、そういったことが行われて、こういったような状況になったと考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 平成26年6月12日付で会計検査院の事務総局第2局長から市長宛てに検査結果、実施の結果の報告書が出ています。これ何かマル秘と書いてあるんですけども。それを見ると、どうも何か理解できない部分があって、3ページの下段のほうに、同社に対して貴市の補助金4,500万円は交付していたという、こういう文言があるんです。なおかつ交付金が4,500万円を受けた、その後、関東信越厚生局長に提出して4,500万円の申請を受けたというふうな記載があるんですけども、この辺の読み取りが私には理解できなくて、検査結果の中にもそのような内容が入っているんですよ、次のページに。この辺、説明していただくとありがたいんですけども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今御指摘の3ページの同社に対し本市の補助金4,500万円を交付していたということでございますけれども、国からは市に対しての4,500万円、交付金ということで受け取りまして、市からは補助金ということでA事業者に交付しておりますので、こうい

った表記になっているかと思えます。

その後の交付申請書を関東信越厚生局長に提出し、本件交付金4,500万円の交付を受けているというのは、これは市が国から交付金として4,500万円受けたものを補助金ということでA事業者に交付したといったような内容かと思えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 4ページの下に、したがってという文章があつて、交付金の交付の対象とはならないものであり、貴市が交付を受けた本件交付金4,500万円は交付の必要がなかったと認められると書いてあるんですよ。そうすると、この案件について、市はそういう手続を踏んで申請を受けて、建設事業主に交付をしたんですけれども、交付の必要がなかったということで認められるのであれば、やはり建設事業主に求償して市へ返してもらうべきではないかなと私は思うんですけれども、建設事業主にはお話をしたんですかね。次になってしまうかもしれないんですけれども。そこですね。そこがどうも不自然で。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この会計検査院の検査結果を受けまして返還という形になったわけでございますけれども、結果について、A事業者に対して協議も、お話しさせていただいたという経緯は確認できておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 この辺については、次の質問で再度お聞きしますけれども、私としては、その辺はしっかりやるべきではないかなと思っています。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 1点だけ確認します。先ほどの元職員が厚労省に出向しているときに和光市の職員がその指示に従ってやったという件について、先ほど何が原因かという質問をしましたが、当時、交付金の支出元が厚労省で、その職員が上と調整してくるからということでそういう指示をしたというところ。それが客観的に見たら、ある意味もしかしたら説得力があるのかもしれないと思うんですが、そういうことも一つの原因ということは考えられるのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員が、国と調整してくるからということで、変更理由書を作成させたりとかということがございまして、それを信じて当時の職員が事務を進めていったと認識しております。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、そうすると、次に3-2のほうに進みたいところなんですが、

ここで執行部側から資料の提供があったということですので、それについて議長より説明いただければと思います。

○吉田武司議長 先ほど執行部側から要求資料に対しての資料が届きました。報告いたします。

委員長、1つ、ここで総務部長に確認をさせていただきたいんですけども、この場をお借りいたしまして、よろしいでしょうか。

○安保友博委員長 吉田議長、お願いします。

○吉田武司議長 部長に確認しますけれども、要求資料について、これは提出できるという書類は全部そろったのでしょうか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 再要求通知の回答書にもありますとおり、こちらで保有する公文書で該当する文書につきましては、原本提出、または個人情報等記載の場合は黒塗りをした状態で、その一部写しをお渡しして、全てとなっております。不開示として取り扱っているものにつきましては、昨日、前回ですね、24日に御説明しました第三者委員会の会議録等3点、これのみになっております。

○吉田武司議長 ありがとうございます。

○安保友博委員長 それでは、質疑の途中ですが、残された質疑については次回、11月30日月曜日の委員会で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ありませんので、そのようにいたします。

休憩します。（午後 4時54分 休憩）

再開します。（午後 4時55分 再開）

次回の日程は、11月30日月曜日午後2時から第6回調査特別委員会を開催し、要求資料に対する質疑を中心に行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。日程調整のほどよろしく願いいたします。

本日の案件は以上となります。

そのほかに何かございますか。

○金井伸夫委員 今日届いた要求資料は、閲覧室というか、あそこに。

○安保友博委員長 なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 4時56分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博